

飛騨市障がい者自立支援協議会 第2回条例策定部会 会議録

日時：令和元年9月2日（月）14時55分～16時05分

場所：ハートピア古川2F ボランティアルーム

出席者：別紙「飛騨市障がい者自立支援協議会 条例策定部会委員名簿」参照

欠席者：中谷委員

司会進行：奥田部会長

1. 市民福祉部長あいさつ

本日は、事前に送付しております骨子案について、肉付けの部分について協議願いたい。

12月議会に上程したい案件ですのでよろしくお願いします。

2. 条例骨子案の説明（事務局より）

前回の会議録を参考に、改めて条例策定及び条例名称の検討を依頼した。

続いて、事務局より骨子案について、前回会議時の各委員からの抜粋意見（別紙）を参考に説明を行った。

3. 意見交換

（部会長）：今は仮で、飛騨市障がいのある人もない人もあんきに暮らせるまちづくり条例という名称だが、他に意見はないか？

（A 委員）：名称の話ではないが、子どもへの啓発は条文に入れていくか？学びの機会など。

（事務局）：第21条から第24条の辺りにあてはまるかなと思っている。

（B 委員）：第3章の11条や12条の辺りで、学校教育という言葉を入れられないか検討を願いたい。

特に第3章の所について、聴覚障がいの当事者に確認を取っているが、文章の理解が苦手という事もあってまだ返答を得られていないので、今後修正をお願いするかもしれないので了承願いたい。

（部会長）：子どもの教育という言葉を入れていくということによろしいか？

（B 委員）：健常児、聞こえる子どもたちに手話を学んでもらう機会はもちろん、聴覚障がい子どもたちが岐阜の聾学校に行けなくて、地域の一般の学校に入ったり、特別支援学校に入った場合でも特別な配慮が必要になるので、そういうことに対して、条文ではっきりした言葉が入ると安心するのではないかと思う。

（C 委員）：前文に、目指しているという言葉が2つあるので、何を目的にしていくのが明確にならないのかなと思う。県の条例では、育んできたという表現になって

いる、条文の最初の箇所は、活力と安らぎのある町を育ててきたという書き方にして、目指すべきところをはっきりさせた方が良いと思う。前文とか目的の部分で市民の方も一番目にすると思うので、そこをはっきりさせるということと、言語についても、前文で多様なものがあると認識してもらえよう文章を入れたほうが良いのではないかと思った。

子どもの頃からの意識付けが重要なので、まちづくりを進めて行くためには私たち一人ひとりの個性を認め合いという箇所の前に、子どもの頃からとか、幼い頃からの言葉を入れてはどうか。差別をしないことが当たり前だと、子どもの頃から教育していくことが大切だと常々感じているので。

ただあんきに暮らせれば良いのかということではなく、障がいがある人もない人も、市民一人ひとりが活躍できる町なんだと、希望が持てるようなことが明記されるとまた違ってくると思う。

市民団体並びに事業所の責務、市民及び市民団体の理解という言葉が出てくるが、そういった部分の人材育成に努めるなど、ただ市民や市民団体だけにやれよと言うのではなく、みんなで人材育成もしていこうという内容を条例の中に入れていただけたらもう少し具体化すると思う。

(D 委員) : 前文の中に自立とか社会参加という言葉を入れてはどうか。安心あんきに暮らせるまちづくりができて、その上に自立とか社会参加ができるということに繋がっていくと思うので。第1章第4条の市の責務に入ってくるのか、情報の取得に入ってくるのか分からないが、ユニバーサルデザインやイラスト等による情報提供も入れられると良いと思う。飛騨市にも外国の方もいらっしゃるの。第3章の多様な意思疎通手段の中に手話が含まれると思うので、逆に12条の中に手話を入れ込むことや、11条を入れ込むこと、14条の中に13条を入れ込むことも検討してはどうか。多様な意思疎通の中に図りながら、手話については特に、という形で読み取れるようにしても良いと思った。

(部会長) : 今は骨子の段階で、肉付けがまだの状態なので解釈が難しいところがある。

(E 委員) : 障がいの「害」の文字の扱いについて、県の条例では「害」になっている。ひらがなで「がい」になっている条例はあまり見ない気がするが。

(事務局) : 法律で「害」の字が使用されている場合は仕方なく使うが、そうでない場合はひらがなにしている。

(事務局) : 平成20年度頃に飛騨市では障害の「害」は「がい」と表記するという内部の取り決めがあって、それで運用している。

(F 委員) : C 委員が言われたように、目指すところが明確になると良いと思う。D 委員が言われた自立や社会参加というニュアンスも含めていくことも大事だと思った。名称についても今のことも含めた名称になれば良い。今のままだとあんきに暮らせれば良いかなとなってしまうので検討が必要。

教育では、やはり子ども達も含め、色々な場面での教育は必要だが、学習すべき内容があるので、学校の教育課程の中にも入れるのは難しい。学校の裁量で含めてはいいが、学校によっては、点字を学ぶことで障がいのある方への理解を深めたり、その中で自分がどのような関わりをしていけばいいかを学ぶ機会があったり、高齢者をイメージして体に重りを付けて、動きにくい状態を体験する機会を通して、そういう人たちに向けてやさしい町を作るということを考える場面があったり、題材は色々だが、障がいとか、皆があんきにということに関わって学ぶ機会は少しずつ増えてきている。学校としては色々な機会をとらえながら、障がいのある人も含めて皆が安心して暮らすということを理解して、自分自身がどのような行動をしていくべきかを考えていく機会を作らなければいけないと感じた。その辺りが第4章の23条に関わってくるのかなと思っている。

(G 委員) : それぞれの条文が誰に対するものなのか。例えば、誰と誰の交流なのか、市民の活動とはどのような活動なのかなど、その辺りを明確にすると分かりやすいと思う。この条例が障がいのある人だけのものではなく、障がいのない人のための条例でもあることが分かりやすいように、誰が読んでも誰に対するものなのかが分かりやすい文章にしていければ良いと思う。

前文の、生きづらさや差別を感じるという状況が認められるという箇所も、主語が明確になると良いと思う。

(H 委員) : なかなかまとめるのは難しいが、F 委員が話されたように、題名が与える印象は大きい。生涯安心計画のなかで、あんきに暮らせるまちという言葉が出てくるので、どうしてもそれが主軸になると思う。

(事務局) : 市政の掲げる3本柱のなかに「あんき」がある。福祉の分野は3本柱のあんきの部分に含まれるので、「あんき」という言葉は入れたい。

(I 委員) : 定義の所に、共生社会という言葉を入れた方が良いと思う。条文の中に共生社会という言葉が多く出てくるので押さえておいた方が良い。第2章では障がいを理由とする差別の解消となっているが、第8条では解消ではなく、禁止になっているので、8条も解消に合わせた方が良い。先ほどG委員が言われたように、障がいのない人のための条例でもあるという考え方が大事だと思うので、そのようなイメージで作っていければ良いと思う。

(D 委員) : 私も定義の中に共生社会を入れると良いと思うが、市民、市民活動団体、事業者というのは必要か？

第3条の「享有」という言葉が難しいので、色々な方に分かりやすい、簡単な言葉にした方が良いのではないかな。生まれながらに有している障がいという簡単な書き方でも良いのではないかな。

第4章の18条、市が交流の機会の充実を図るとするのは良いと思うが、市民

及び市民活動団体並びに事業者は、交流の機会の充実に努めるという箇所は、充実を図る前にまずは拡大することが大事で、もっと広めていくのが先だと感じた。

(部会長)：定義に、市民、市民活動団体、事業者が入っている理由についてはどうか。

(事務局)：市民については、市内に居住する方はもちろん、通勤通学で飛騨市に通われる方もここでは市民という捉え方をしたいと思っている。住所を置いている方だけでなく、日中過ごしている、生活している方も注釈で加えたいと思っている。市民活動団体というのは、市内において活動する団体であり、事業者というのは、市内で商業やその他の事業を行うもの、という表現で市内業者だけではないと思っている。

(H 委員)：旅行から来た人はどこに入る？前回会議で、旅行で来た人も含めると良いという意見があったが。

(事務局)：第3条基本理念の⑥に入っている。

(C 委員)：市民、市民活動団体、事業者というのは、あえて分けて考えていく必要があるか。

(事務局)：条文に後から出てくるが、「市は」や「事業者は」というくくりになっているものもあるし、「市民及び市民活動団体」というくくりになっているものもある。そのため定義を分けておいた方が分かりやすいと思い、分けている。

(C 委員)：第一条の目的に共生社会という言葉が入っているので、前文にも共生社会とか共に暮らす社会という言葉が入ると良い。名称も、共に暮らせるあんきなまちづくりとしてはどうか。最終的に目指すところは共生社会というか、分け隔てなく生活していくことだと思うので、そこの言葉は入れていくと良いと思う。

(H 委員)：県の条例だと、共に生きるという言葉になっている。

(事務局)：他の自治体の条例も参考にさせてもらったが、共に生きるという言葉を使っているところが多いので、真似するのも…と思い、今は案なのでとりあえず外させてもらっている。

(E 委員)：共に生きるというと大上段に構えすぎなような気もする。暮らせるまちなのか生きる町なのかというところも検討してはどうか。

(H 委員)：名称もそうなれば、共生社会という言葉がしっくりくるかもしれない。

(B 委員)：手話の立場としては、まだ当事者の方に意見をもらえていないので、もう少し時間をかけて説明したいと思う。

(事務局)：手話の方であつたり、色々な障がいの方がいらっしゃるが、発達障がいの方だと字が見にくかったりする。コミュニケーションをとるのは手話だけでなく、ジェスチャーを使ったり、色々な手法があるということになると、手話だけが言語ではなく色々な言語があり、コミュニケーションをとる方法があるので、皆さんの意見を聞きながらより良いものにしていきたい。

- (B 委員) : 現在、国でも、手話言語法というものと、情報コミュニケーション法というものを成立に向けて動いている。それに伴い、各県、各市の条例を整備しているという動きがある。言語法だと言語認証を使うことになるが、情報コミュニケーション法は情報に支障がある人、コミュニケーションに支障がある人が対象で幅広い。全ての人に対してやさしい条例になれば良いと思う。
- (部会長) : 今後の進め方についてはどうか。
- (事務局) : 今日いただいた意見をこちらで文章化して、次回の会議で提案するので、それを確認していただくという流れでどうか。
- (部会長) : 今後のスケジュールについてはどうか。
- (事務局) : 次回の第3回会議は9月の下旬ごろを予定しているが多少遅れるかもしれない。次回は肉付けした後の、条例の形になったものを提示したい。そこで確認していただき、ご意見をいただきたい。そのご意見を基に修正して、その後は会議は行わないが、皆さんにメール等でお届けするので確認いただきたい。その後パブリックコメントに進みたい。11月の頭には確定のものを作っておかなくてはならないので、10月末には、ほぼ形を成しておきたい。補足だが、今回初めて条例を策定するが、条例なので変えないということはない。やっていくうちに時代背景など変わっていくこともあり、3年が1つのスパンかなとは思っているが、都度改正をしていければと思う。まずは条例を策定して、市民や市外の方に知らしめることが重要だと思うので、何とか12月の議会に上程できるように進めたい。
- (H 委員) 障がい者の方が置き去りにならないように配慮をお願いしたい。
- (C 委員) : 今、いつでも変えられると言われたが、第2章第10条で協議の場の設置とあるが、協議の場とはどこなのか明確ではないので、自立支援協議会なのか、今回のような条例策定部会なのか、明確にしておいたほうが良いと思う。
- (事務局) : 第2章第10条では、差別解消法の関係での協議の場という意味で書かせていただいている。条例策定部会を改めて設置するかは、自立支援協議会で議論いただきたい。条例の改正を求める声があがれば、今回の様な条例策定部会を設置して協議していただくという手法をとらせていただくとありがたい。
- (I 委員) : 条例と合わせて規則を作る事は考えていないという事でよいか。
- (事務局) : 規則の策定は現在考えていない。
- (E 委員) : 3ヵ年計画が改正になるとしたら、その場面では協議が必要ということで良いか。
- (事務局) : 今おっしゃられたのは生涯安心計画の事で良いか。
- (E 委員) : 良い。
- (事務局) : H29年度に生涯安心計画を策定した時にも、自立支援協議会でご意見をいただいていたという経緯があるので、同じ形で協議をいただくものと思って

いる。

(部会長)：他に意見を求めたが無いので、これにて意見交換を終了します。

4、今後のスケジュール

(事務局)：次回会議については9月の下旬、もしかすると10月に入るかもしれないが、会議の前に文章化したものをお届けするのでご検討をお願いしたい。

5. その他

特になし。

(部会長)：他にご意見が無ければ会議を終了します。